

公益財団法人トラスト未来フォーラム

理事及び監事並びに評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人トラスト未来フォーラム（以下「財団」という）の定款第17条及び第35条並びに第38条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに顧問の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、宿泊費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事、監事及び評議員並びに顧問の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 代表理事及び業務執行理事並びに顧問の報酬は月額とし、代表理事及び業務執行理事を除く理事及び監事並びに評議員に対しては会議出席の都度、定額を支払うことができる。
3. 理事、監事及び評議員並びに顧問には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 前条第2項前段の報酬は、別表第1「代表理事及び業務執行理事の報酬」及び別表第4「顧問の報酬」に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2. 前条第2項後段の報酬は、別表第2「代表理事及び業務執行理事を除く理事及び監事の報酬」に定める定額とし、評議員にあつては、別表第3「評議員の報酬」に定める定額とする。ただし、評議員にあつては定款第17条第1項に定める金額の範囲を越えたときは無報酬とする。

(報酬の支給日)

- 第5条 第3条第2項前段の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。第3条第2項後段の報酬は、会議開催の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬は、必要に応じ源泉税等を徴収の上、職務の終了後速やかに振込にて行う。

(費用)

- 第7条 この法人の理事、監事及び評議員並びに顧問の職務の執行に際し発生する費用の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成25年4月1日改定。

平成26年4月1日改定。

平成28年4月1日改定。

平成29年4月1日改定。

令和4年6月20日改定。

令和5年6月1日改定。

別表第1 代表理事及び業務執行理事の報酬

年俸の上限額

代表理事（常勤）：1,700万円

業務執行理事（常勤）：1,550万円

代表理事（非常勤）：600万円

業務執行理事（非常勤）：360万円

別表第2 代表理事及び業務執行理事を除く理事及び監事の報酬

会議出席の都度、一人一律7万円

別表第3 評議員の報酬

会議出席の都度、一人一律7万円

別表第4 顧問の報酬

年俸の上限額 850万円